

## 新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施に向けた準備状況について

### 1 主旨

新型コロナウイルスワクチン（以下、「ワクチン」と言う。）住民接種の実施に向け、現時点における区の準備状況を報告する。

なお、今後、国の動きが変更された場合は、区の実施内容も随時変更する。

### 2 国や都の動向

#### (1) 医療従事者先行接種の開始

2月17日より、国立病院機構等の医療従事者（約4万人）を対象に開始された先行接種は、3月1日時点で31,785回の接種を行っている。現時点で、3件の副反応疑い事例（じんましん、冷感・悪寒戦慄、脱力・発熱）が報告されている。

#### (2) 4月以降のワクチンの供給

国は2月24日に、高齢者接種を4月12日から開始できるよう各都道府県にワクチンを出荷することを示したほか、3月1日には4月26日の週に全区市町村に1箱ずつ配送することを示した。

東京都への供給予定数は、下表のとおりとなっている。

今後、都において、4月5日～19日の週に出荷されるワクチンを用いて接種を行う区市町村の選定を行う予定である。

#### 【4月26日の週までの東京都の供給数】

時期	供給数 ※1	回数	人数 ※2
4月5日の週	4箱	3900回分	1950人分
4月12日の週	20箱	19500回分	9750人分
4月19日の週	20箱	19500回分	9750人分
4月26日の週	全区市町村に1箱ずつ		

※1 1箱195バイアル（975回分（1バイアル5回分））

※2 2回接種を実施した場合の人数

また、ワクチン接種を担当する河野大臣は2月26日の記者会見で、以下のとおり発言している。

月日	発言要旨
2月26日	6月末までに65歳以上の高齢者全員が2回接種する分のワクチンを、自治体に配送できるスケジュールで供給を受けることでファイザー社と大枠で合意した。ただし、EUの承認が前提となる。

#### (3) ファイザー社ワクチンの移送

これまでファイザー社ワクチンを基本型接種施設（※）から移送する場合、冷蔵状態での移送しか認められていなかったが、先般、新たに冷凍状態での2種類の移送方法が認め

られた（別紙1のとおり（2/17開催・第3回自治体説明会資料抜粋））。

一方で、2月25日、FDA（アメリカ食品医薬品局）はファイザー社ワクチンを一般的な医療用の冷凍庫の温度である $-25^{\circ}\text{C}$ ～ $-15^{\circ}\text{C}$ で最大2週間保存したり、移送したりすること、また、1回に限り、再度ディープフリーザーに戻し保存することができることを新たに認めた。当該取扱いについては、日本でも3月1日に新たに認められることとなった。

※基本型接種施設…ディープフリーザーを設置して接種を行う接種実施医療機関

#### （4）医療従事者の優先接種の体制

東京都は、今月、医療従事者の優先接種を行う基本型接種施設と連携型接種施設（※）を順次決定した（施設名は非公表）。世田谷区内は8か所の基本型接種施設と20か所の連携型接種施設が決定されており、「区立保健医療福祉総合プラザ」及び「二子玉川仮設庁舎」が基本型接種施設に含まれている。

区立保健医療福祉総合プラザは世田谷区医師会、二子玉川仮設庁舎は玉川医師会が、それぞれ医師会会員の医師を中心に接種を行う予定である。

なお、現時点で医療従事者優先接種を行うためのワクチンは、第1弾として、3月中に国全体で2000箱、東京都には196箱が出荷される予定であり、このうちの10箱が世田谷区の医療機関に出荷される予定となっている（第2弾以降の出荷は未定）。

※連携型接種施設…基本型接種施設からワクチンの分配を受け、医療従事者への接種を行う接種実施医療機関

### 3 区の準備状況

#### （1）国のスケジュールを踏まえた4月以降の対応の検討

国はこれまで高齢者接種について、開始後2か月（9週間）以内で高齢者全員が接種を受けられる体制整備を目標とすることとし、区はそれに応じた準備を進めてきた。しかしながら、先般、国が示した4月の都道府県へのワクチン供給量を踏まえると、区の接種体制を予定どおり稼働させることができない状況となっている。

一方で、わずかでも届いたワクチンを迅速に高齢者接種へ活用することが必要であり、当面の間、最も混乱が少なく、有効性の高い活用方法を至急検討し、必要な準備を行う。

なお、国からは3月1日に、今回4月に先行して接種を行う高齢者に対して事前に接種券を送付すること、またそれ以外の高齢者にも標準的には4月23日頃までに接種券を送付することを想定するものである旨が示されており、こうした点やワクチンの供給状況、またスムーズな接種予約を行えるかといった点なども考慮しながら、適切な送付時期を検討する。

#### （2）ワクチン接種実施計画の策定（別紙2のとおり）

現時点における区の住民接種に関する方針や体制整備、接種に伴う業務等について必要な事項を「世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画」として取りまとめた。

今後、本計画に基づき迅速かつ安全な住民接種の実施に向けた準備を進めるとともに、国の方針の変更等に応じて、随時、必要な修正を加えていく。

### (3) 医師会や区内病院との協議状況

現在、区の集団接種会場への医師の派遣について、両医師会と具体的な派遣人数や派遣可能な曜日等についての協議を行っている。

また、区内病院に対しては、住民接種への協力に関する意向確認を進めている。病院での個別接種の実施、または区の集団接種会場への医師・看護師の派遣について、複数の病院から協力する旨の回答をいただいております、引き続き、具体的な調整を行う。

### (4) 高齢者施設入所者等への対応

現在、区内の高齢者入所施設に対して、接種の対象となる入所者及び従事者の人数や、接種方法（施設嘱託医による接種または巡回接種等）に関する調査を行っており、今後、調査結果を取りまとめ、具体的な接種体制やスケジュール等の調整を行う。

### (5) 基礎疾患を有する者、及び高齢者施設等の従事者への優先接種の対応

国は優先接種の対象者として、高齢者の次順位に「基礎疾患を有する者」と「高齢者施設等の従事者」を同順位で位置づけている。

区は、接種を受けるために必要な接種券の送付は、相談や予約等の一時的な集中を避けるために、年代順に分けて行うことを予定しているが、「基礎疾患を有する者」や「高齢者施設等の従事者」には、年代にかかわらず接種券を送付する必要があるため、以下のとおり対応する。

#### ①考え方

「基礎疾患を有する者」と「高齢者施設等の従事者」を本人からの申請により個別に把握し、高齢者以外の区民に接種券を送付する最も早いタイミングに合わせて、接種券を送付する。

※「高齢者施設等の従事者」のうち高齢者入所施設の従事者で、国が認める方法により施設入所者と同じタイミングで接種を受けられる者は、当該方法での接種を行うことを基本とする。

#### ②受付方法

主に以下の方法で把握を行う。また、この取扱いについて、区内の医療機関や高齢者施設等を中心にチラシの配布やポスター掲示を依頼するとともに、区のおしらせや区ホームページ、チャットボットなどで広く周知する。

- ・区ホームページでの電子申請による受付
- ・世田谷区新型コロナワクチンコールでの電話受付

### (6) コールセンター「世田谷区新型コロナワクチンコール」の開設

2月10日より、新型コロナワクチン接種に関する区の問い合わせの専用ダイヤル「世田谷区新型コロナワクチンコール」を開設した。

これまで2月中は20回線とし、4月の接種開始に向けて、3月前半は40回線、3月後半は70回線と段階的に回線数を増やす予定であったが、本格的な接種開始が4月下旬以降となる見通しが強まったことから、当面、20回線のまま運用を継続し、状況を見ながら、必要に応じて回線数を拡大する。

#### (7) 区民への周知

住民接種についての区の方針や4月以降の実施内容、接種の概要等について、区のおしらせ、区ホームページ等による広範な周知と、民生委員や各施設、団体、医療機関等を通じた個別の周知を、周知内容やその対象者等に応じ、組み合わせて随時実施していく。なお、個別の周知にあたっては、接種券に同封することを予定している接種のご案内（別紙3のとおり）等を活用する。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月15日 区のおしらせによる周知（区の住民接種の方針等）

4月12日以降 75歳以上の高齢者接種の一部開始（※）

※ワクチンが区に供給された場合。実施内容は検討中。

4月中旬以降 区のおしらせ・ワクチン特集号の発行

4月下旬以降（以下、順次実施）

75歳以上の高齢者への接種継続実施

65歳から74歳までの高齢者への接種実施

基礎疾患を有する者等への接種実施

上記以外への接種券の年代順発送、接種実施

※接種券の発送時期や発送方法は別途検討する。

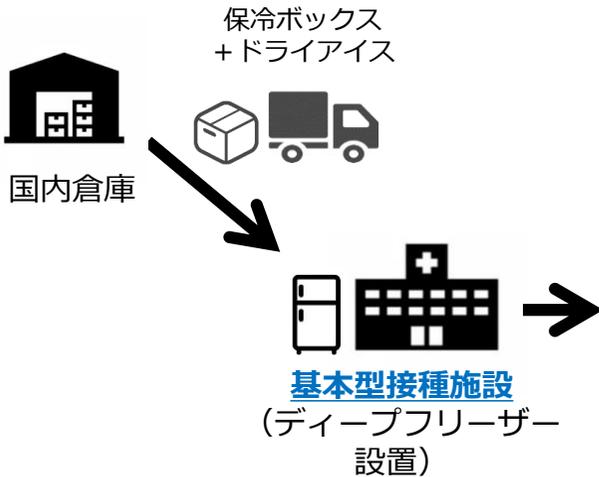
### 新たに可能となったこと

- 冷蔵での移送だけでなく、 $-60^{\circ}\text{C}\sim-10^{\circ}\text{C}$ で、ワクチンの移送を行うことができる。この場合の移送後の取り扱いは、冷蔵で移送した場合と同様となる。
- サテライト型施設にディープフリーザーが設置されている場合は、配送に用いられた保冷ボックスを用いて、 $-90^{\circ}\text{C}\sim-60^{\circ}\text{C}$ で移送できる。この場合はワクチンの有効期限まで保管が可能。

#### 基本型接種施設まで配送 (メーカー側が実施)

#### 基本型接種施設から連携型接種施設・ サテライト型接種施設への移送

#### 移送後の保管



通常の移送方法

①保冷バックを用いて  $2\sim 8^{\circ}\text{C}$  で移送。  
移送時間は3時間以内（特殊な事情があっても、保冷バックの仕様上12時間を超えることはできない。）  
途中で保冷バックを開けてはならない。  
移送中に揺らさないよう注意。

必要な場合、②③の方法をとることも可能

②冷凍庫を用いて  $-60^{\circ}\text{C}\sim-10^{\circ}\text{C}$  で移送。  
ワクチンの解凍後の再凍結は厳禁。  
ディープフリーザーから取り出たら、速やかに移送用の冷凍庫に移すこと。いったん解凍したワクチンは、冷凍 ( $-60^{\circ}\text{C}\sim-10^{\circ}\text{C}$ ) で運送してはならない。  
移送時間は3時間を超えてもよいが、離島など特殊な事情がある場合を除き当日中。

③基本型接種施設で必要数量をディープフリーザーに格納した後、配送に使われた保冷ボックス等を用いて  $-90^{\circ}\text{C}\sim-60^{\circ}\text{C}$  で移送。  
※基本型接種施設では、3分以内に作業を完了する。  
また、配送箱の開閉が1日2回までである。  
※サテライト型接種施設で残りの全てのワクチンをディープフリーザーに格納した後、保冷ボックスを基本型接種施設に返送する。



①②冷蔵庫で  $2\sim 8^{\circ}\text{C}$  で保管する。  
ディープフリーザーから出した時点から **5日以内** に接種を完了する。

※冷凍で移送された場合も、冷蔵で移送された場合と保管方法や保管できる期間は同じ。



③ディープフリーザーで  $-90^{\circ}\text{C}\sim-60^{\circ}\text{C}$  で保管する。  
ワクチンの有効期限まで保管可能。  
(ワクチンの製造年月日によるが、最大数ヶ月の保管が可能)

# 世田谷区 新型コロナワクチン接種実施計画

(令和3年3月1日時点)

この計画案は現時点での検討状況をまとめたものであり、  
今後の更新で変更する場合がある。

## 目次

I	計画の位置づけ	1 頁
II	対象者及び実施期間等	2 頁
III	対象者の概数	3 頁
IV	接種体制	4 頁
V	接種に伴う業務	8 頁
VI	広報計画	10 頁
VII	予算	11 頁
	集団接種会場一覧	12 頁

## I 計画の位置づけ

- 本計画は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）に基づく「予防接種実施計画」として、区の住民接種に関する方針や体制整備、接種に伴う業務等について必要な事項を定め、接種に携わる区職員、区内両医師会、区内医療機関、その他関係者等と共有することで、迅速かつ安全な住民接種を行うことを目的として策定する。
- 本計画に基づく取組みの具体化は、世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「本部」と言う。）へ随時報告する。
- 本計画の内容は、随時、必要な時点修正を行う。ただし、国の方針の変更等に伴い、本計画の重要な内容を更新する場合は、更新内容について本部に付議し、決定する。

## II 対象者及び実施期間等

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号）により、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことが指示された。

### 1 対象者

世田谷区内に居住する16歳以上の者

### 2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

### 3 使用するワクチン

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）

### Ⅲ 対象者の概数

区の接種対象者の概数は、下表のとおりである。

1	医療従事者等	総人口の3%	27,595人
2	高齢者	令和2年度住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計	185,651人
3	基礎疾患を有する者	①総人口の6.3% (20～64歳) ②総人口の4.9% (20～59歳)	57,950人 45,072人
4	高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	13,798人
5	60歳から64歳の者	令和2年度住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳以上の者の合計	47,338人
6	その他の者	総人口から1～3-②～5の者、及び16歳未満の人数(115,408人)を除いた人数	484,982人
7	接種対象者数	1～6の合計	804,436人

※令和3年2月1日現在の人口(919,844人)を元に算定。今回のワクチン接種の対象は令和4年3月31日の満年齢となるため、実数とは誤差が生じる。

※算定は、令和2年12月25日付厚生労働省通知(健健発1225第1号)による。

※住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると実施主体が認める者についても、本人同意の上で接種を実施する。

#### ◆参考 区の年代別人口(令和3年2月1日時点)

0～9歳	72,621人
10～19歳	70,661人
20～29歳	116,564人
30～39歳	133,402人
40～49歳	157,023人
50～59歳	136,584人
60～69歳	87,516人
70～79歳	81,790人
80～89歳	49,152人
90～99歳	14,011人
100歳以上	520人
合計	919,844人

## IV 接種体制

### 1 接種体制構築の方針

- ・住民接種の実施にあたっては、区民への迅速かつ円滑な接種及び安全性に最大限配慮した運営を行う。
  - ・接種の方法は、区施設での「集団接種」、区内の病院や診療所等での「個別接種」、入所施設等へ医師等を派遣して接種を行う「巡回接種」を組み合わせる。
- ※病院は20床以上の病床を有するもの、診療所は病床を有さない又は19床以下の病床を有するもの
- ・上記3つの接種方法により、接種の本格開始後9週間に高齢者全員が接種を受けられ、かつ、5か月以内に16歳以上の区民の7割が2回の接種（合計約120万回）を受けられる体制を整備する（ただし、実際の接種実績は、国から供給されるワクチンの量や接種を希望する区民の割合による）。
  - ・ファイザー社ワクチンのみの供給局面では、重篤な副反応への備えやワクチンの廃棄量を最小とする観点、また、円滑かつ効率的な移送の観点から、複数の医師がおり、ディープフリーザーを設置している区施設での集団接種、または区内病院等での個別接種を先行して実施する。
  - ・診療所等での個別接種は、区施設または区内病院等での接種状況や、他社ワクチンの供給状況等も見定めながら、順次実施を進める。
  - ・高齢者施設の入所者や在宅療養者など、接種場所まで来所できない区民に対しては、巡回接種または施設嘱託医や訪問医による接種を行う。

【接種の本格開始後、6か月間の接種体制（想定シミュレーション）】※16歳未満は除く

		～1か月	～2か月	～3か月	～4か月	～5か月	～6か月	合計	
集団接種		94,000	154,000	142,000	142,000	142,000	142,000	816,000	
個別接種	病院	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000	
	診療所	—	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	600,000	
巡回接種		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000	
小計		110,000	290,000	278,000	278,000	278,000	278,000	1,512,000	
<b>累計</b>		<b>110,000</b>	<b>400,000</b>	<b>678,000</b>	<b>956,000</b>	<b>1,234,000</b>	<b>1,512,000</b>		
高齢者全員 (約185,000人)		約370,000回					計1,196,000回		
高齢者以外(約59万人)の7割 (約413,000人)		約826,000回							

※集団接種は、各月の想定レーン数×稼働日数20日×5時間×20人/1hで計算。1か月目は8施設、2か月目から19施設稼働と想定。

※病院の個別接種は、10病院×1日100人×月8日で計算

※診療所の個別接種は2か月目以降、250か所×1日40人×月12日で計算

※巡回接種は、施設入所者及び従事者の概数24,000人×2回を6か月で実施と想定

## 2 医療従事者への優先接種

東京都は、今月、医療従事者の優先接種を行う基本型接種施設と連携型接種施設（※）を順次決定した（施設名は非公表）。世田谷区内は8か所の基本型接種施設と20か所の連携型接種施設が決定されており、「区立保健医療福祉総合プラザ」及び「二子玉川仮設庁舎」が基本型接種施設に含まれている。

区立保健医療福祉総合プラザは世田谷区医師会、二子玉川仮設庁舎は玉川医師会が、それぞれ医師会会員の医師を中心に接種を行う予定である。

なお、現時点で医療従事者優先接種を行うためのワクチンは、第1弾として、3月中に国全体で2000箱、東京都には196箱が出荷される予定であり、このうちの10箱が世田谷区の医療機関に出荷される予定となっている（第2弾以降の出荷は未定）。

## 3 集団接種

### （1）基本的な考え方

- ・各地域のバランスや利便性等を考慮しながら、できる限り1つの会場で複数の接種レーンや接種後の健康観察スペース等を設けられる会場を確保する。
- ・各会場の稼働日数は、土日祝日を含む月20日を基本とし、各地域に1か所程度、週2回夜間帯（概ね20時頃）まで接種を行う会場を設置する。なお、今後の状況により、夜間帯まで接種を行う時期、会場数は柔軟に調整していく。
- ・重篤な副反応の発生に備えて、各集団接種会場の近隣の医療機関との連携体制を整える【調整中】。

### （2）集団接種会場

区内の19施設（12頁参照）を令和3年4月1日、4月26日または6月1日から9月末までの間、区民の集団接種会場として確保しており、国からのワクチン供給量に基づき、順次開設していく。各会場には、国から支給されるディープフリーザーを設置する。

### （3）会場の運営

- ・国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に基づき、必要な人員（医療従事者、事務職員等）及び物品を用意する。
- ・人員配置にあたっては、各会場に設ける接種のレーン数や会場規模に応じた配置を行う。
- ・各接種会場の運営管理責任者及び補助として、区職員を配置する（配置する職員数は、委託も含めた全体の事務従事者数の2割程度を目安とする）。会場の運営は民間事業者に委託して行う。

◆参考「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」抜粋

- ・予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師1名を1チームとすること
- ・接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は、可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）
- ・その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当すること

(4) 実施時期

令和3年4月下旬以降より開始し、段階的に会場数を拡大するとともに、他社ワクチンの供給開始等により診療所等での個別接種へ移行することを見据え、集団接種は9月末頃を目途として縮小し、以後、ファイザー社ワクチンが接種可能な会場を1～2か所程度残すこととする。ただし、今後のワクチンの供給や住民接種の進捗状況により、縮小時期を変更する場合がある。

4 個別接種（医療機関での接種）

(1) 基本的な考え方

通いながれたかかりつけ医での接種を可能とするため、区内の病院、診療所等で広く接種が受けられる体制を整備する。

(2) 接種を行う医療機関【調整中】

住民接種を行う区内の病院、及び診療所等で実施する。

(3) 実施時期

4月下旬以降より、ディープフリーザーを設置した病院での接種を先行して行い、接種状況や他社ワクチンの供給状況等、また、重篤な副反応への備えやワクチンの廃棄量を最小とすることを考慮しながら、診療所等での接種を順次実施する。

5 巡回接種等

(1) 基本的な考え方

- ・接種場所まで来所できない高齢者施設入所者に対して、医師、看護師で編成した接種チームによる巡回接種、または施設嘱託医等による施設内接種を行う。
- ・国が示す以下の要件を満たす場合、高齢者施設の従事者も同時に接種を行うことを基本とする。

- ・ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること
- ・市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと
- ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること

(2) 対象施設【調整中】

約 220 施設

(3) 実施時期

4月下旬以降、順次実施する。

6 在宅療養者への接種【調整中】

在宅療養者の訪問医等による接種を行うことを基本とし、医師、看護師で編成した接種チームによる巡回接種も併せて行う。

7 基礎疾患を有する者及び高齢者施設等従事者への接種

接種を受けるために必要な接種券の送付は、相談や予約等の一時的な集中を避けるために、年代順に分けて行うことを予定している。

高齢者の次順位である基礎疾患を有する者及び高齢者施設等従事者が、年代順によらず早期に接種を受けられるため、該当者を事前に把握し、優先的に接種券を送付する。

※「高齢者施設等の従事者」のうち高齢者入所施設の従事者で、国が認める方法により施設入所者と同じタイミングで接種を受けられる者は、当該方法での接種を行うことを基本とする。

8 配慮を要する方への対応

DV被害者、外国人、障害者、ひとり暮らしの認知症高齢者、住所不定者（ホームレス、ネットカフェ長期滞在者等）など、接種券の発送から予約受付、実際の接種の流れの中で配慮が必要な方に対しては、担当所管部と連携し、希望する方が接種を受けられる体制づくりに取り組む。

9 安全性の確保

(1) 接種後の相談体制【調整中】

接種後に気になる症状を認めた方が相談することができる体制の整備を行う。

10 その他

(1) ワクチンの廃棄への対応【調整中】

ワクチンの安定供給の見通しが不透明な中で、できる限り多くの区民に接種を行うために、ワクチンの廃棄を最小限にすることを目的とした取組みを検討する。

【取組みの例】

- ・接種の予約数に応じたワクチンの準備数の管理徹底
- ・キャンセル時には必ず連絡することを呼びかけるなど、区民への理解促進
- ・優先接種対象となる集団接種会場従事者への接種による調整

## V 接種に伴う業務

### 1 接種券等の発送

	高齢者	高齢者以外
発送時期	国が示すワクチンの供給量等に基づき、4月下旬以降の発送時期を定める。発送は年代順に分けて行う。	
同封物	接種券、予診票、ご案内	同左
送付件数	約 204,000 通	約 777,000 通
対象者	65 歳以上	65 歳未満

※対象年齢は令和4年3月31日時点

※送付件数は転入見込み数を含む。

※相談や予約などの一時的な集中を避けるために、年代順に分けて発送する。

※基礎疾患を有する方や高齢者施設等従事者を事前に把握し、年代順によらず優先的に接種券を送付する。

### 2 コールセンターの運営

- (1) 名称 世田谷区新型コロナワクチンコール
- (2) 番号 0570-200-471 (ナビダイヤル、通話料有料)
- (3) 開設日 令和3年2月10日
- (4) 受付時間 【平日】 午前8時30分～午後8時  
【土日祝】 午前8時30分～午後5時30分
- (5) 回線数

	受付時間内 (常時)
2月10日～当面の間	20 コール
接種券発送時	70 コール

※状況を見ながら、必要に応じて回線数を拡大、縮小する。

#### (6) 主な特徴

- ・オペレーターによる予約代行
- ・FAXによる予約受付
- ・三者間通話による多言語対応 (18 か国語に対応)
- ・看護師の配置による、医療的な問い合わせに対するオペレーターへのスーパーバイズ
- ・スマートフォンやインターネットによる予約時の操作案内

### 3 予約システムの構築・運用・保守

(1) 稼働日 高齢者への接種券の発送と同日

(2) 主な特徴

- ・区民が直接、システムを介して予約する。
- ・必要な間隔を開けた2回分の同時予約が可能。(ワクチンの供給量による)
- ・接種券番号、生年月日を用いて、会場、予約枠(20分単位)を選択する。
- ・予約時に登録した区民のメールアドレスに予約完了の通知を送付する。
- ・マイページを作成でき、自身の予約状況や接種履歴を確認できる。
- ・チャットボットによるコール数の抑制

### 4 接種実績の把握

接種券のバーコードを活用し、集団接種会場における接種実績の即日把握を行う。  
(今後、国のマイナンバーを活用した接種者管理データベースの整備の影響等により、変更となる可能性がある)

## VI 広報計画

### 1 区のおしらせ・ワクチン特集号

高齢者への接種券の送付に先立ち、ワクチン接種の概要や接種会場、接種に関する注意事項等をまとめた区のおしらせ・ワクチン特集号を全戸に配付する。

### 2 インターネットの活用

#### (1) 区ホームページ、ツイッター

1月29日に区ホームページに、ワクチン接種に関する情報提供を行うページを開設した。今後、ワクチン接種に関する区の動きや国からの最新情報等を随時発信していく。

併せて、区ツイッターでの情報発信を行う。

#### (2) チャットボット

3月下旬を目途に、インターネットを通じて24時間自動応答できるチャットボットを導入する。

### 3 区広報板

区広報板にワクチン接種に関するポスター等を掲示し、ワクチン接種の啓発を行う。

### 4 その他

民生委員や区内の各施設や各団体、各医療機関等を通じて、ワクチン接種についての啓発や情報提供を随時実施する。

## VII 予算

新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の体制の確保及び医療従事者等へのワクチン接種を速やかに実施するために、地方自治法第 179 条の規定に基づく区長専決処分を行った。

1,085,453 千円（国庫支出金 10/10）【令和 2 年度第 5 次補正】

- 内訳)・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる事務経費 959,635 千円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種費用 125,818 千円

今後、事業の本格実施に向け、必要な予算を精査し、令和 2 年度中に次期補正予算として計上する予定。

## 【集団接種会場一覧】

	管轄地域	施設名称	住所	使用場所(予定)	
1	世田谷	産業プラザ	太子堂2-16-7	大・小会議室	3階
2	世田谷	文化生活情報センター (生活工房)	太子堂4-1-1 キャロットタワー内	①ワークショップルームA ②ワークショップルームB ③コミュニティキッチン	4階
3	世田谷	桜丘区民センター別棟 (別館桜丘ホール)	桜丘2-22-1 (都営桜丘2丁目第3アパート)	①桜丘集会室 ②会議室	1階
4	世田谷	宮坂区民センター	宮坂1-24-6	体育室	地下1階
5	世田谷	弦巻区民センター	弦巻1-26-11	①体育室 ②第3会議室 ③第4会議室	3階
6	世田谷	上馬地区会館	上馬4-10-17	①第3会議室 ②第4会議室 ③第1多目的室 ④第2多目的室	①・②2階 ③・④3階
7	北沢	区立保健医療福祉総合プラザ (うめとびあ)	松原6-37-10	①研修室C ②研修室B	1階
8	北沢	代田区民センター	代田6-34-13	①多目的室 ②第4会議室 ③音楽室	地下2階
9	北沢	北沢区民会館	北沢2-8-18	①第1・2集会室 ②ミーティングルーム ③スカイサロン	①2階 ②3階 ③12階
10	玉川	玉川区民会館	等々力3-4-1	ホール	1階
11	玉川	二子玉川仮設庁舎	玉川1-20-21	①A棟 ②B棟	①1・2階 ②1階
12	玉川	深沢区民センター	深沢4-33-11	①ホール ②第1・2会議室 ③大広間 ④料理講習室	1階
13	砧	砧区民会館・砧総合支所区民集会所	成城6-2-1	①集会室A・B ②集会室C・D ③集会室E ④第1会議室・料理講習室 ⑤第2・3会議室	4階
14	砧	区立大蔵第二運動場 ※USOPCによる使用期間を除きます	大蔵4-7-1	体育館	1階
15	砧	喜多見東地区会館	喜多見5-11-10	①第1・2会議室 ②第3会議室 ③第4会議室 ④大広間	2階
16	砧	希望丘区民集会所	船橋6-25-1	①第1会議室 ②第2会議室 ③第3会議室 ④音楽室	4階
17	烏山	烏山区民会館 (烏山区民センター)	南烏山6-2-19	①集会室 ②第2会議室 ③第5会議室 ④第7会議室	3階
18	烏山	上北沢区民センター	上北沢3-8-9	①多目的ホール ②第1会議室 ③第2会議室 ④第3会議室 ⑤料理講習室	1階
19	烏山	粕谷区民センター	粕谷4-13-6	①多目的室 ②第3会議室 ③音楽室 ④大広間	2階

6月以降  
開設予定

6月以降  
開設予定

ワクチンとは？

一般に、感染症にかかると、原因となる病原体（ウイルスや細菌など）に対する「免疫」（抵抗力）ができます。免疫ができることで、その感染症に再びかかりにくくなったり、かかっても症状が軽くなったりするようになります。

予防接種とは、このような体の仕組みを使って病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種することをいいます。

新型コロナワクチンについても、重症化を防いだり、発熱やせきなどの症状が出ること（発症）を防ぐことが明らかになっています。

副反応について

すべてのワクチン接種には、体内に異物を投与するため、接種部位の腫れ・痛み、発熱、頭痛などの症状が起こることがあります。

治療を要したり、障害が残るほどの重度なものは、極めて稀ではあるものの、何らかの副反応が起こる可能性をなくすことはできません。

なお、ワクチン接種では副反応による健康被害が生じた際の救済制度が設けられています。

参考となる国のホームページ

【厚生労働省】 新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報

検索

新型コロナワクチン 厚生労働省



【厚生労働省】 予防接種健康被害救済制度に関する情報

検索

予防接種健康被害救済制度



各種相談窓口

【厚生労働省】 新型コロナワクチンに関すること

☎0120-761770 (対応時間：9:00～21:00)

【世田谷区】 何の症状もないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関すること

☎5432-2111 FAX 5432-3022 (対応時間：8:30～17:15)

ワクチン接種を口実とした

ワクチン接種に  
お金は一切かかりません

**サギ**

にご注意ください。

区から「予約金」の名目でお電話することはありません。  
不審な電話を受けた時は遠慮なくご相談ください



新型コロナウイルスワクチン接種 別紙3  
のお知らせ

高齢者へのワクチン接種が始まります

対象 昭和32年4月1日以前 に生まれた方

接種費用 無料

ワクチン接種の流れ

同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて **2回**

接種する必要があります。

1 接種会場・医療機関 を探す

2 2回分の予約 をする

3 ワクチン接種 (1回目) する

一定期間、間隔をあける

※ワクチンの種類により3～4週間、  
間隔をあける必要があります。

ワクチン接種 (2回目) する

1 接種会場や医療機関を探す。

2 予約をする。

3 ワクチンを2回接種する。  
(3点セットを忘れずに。)

接種券  
(クーポン券)

予診票

本人確認証

ワクチンは本人の同意のうえで接種します。

現在、病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医等とご相談のうえ、ワクチンを接種するかどうかお決め下さい。(ワクチン接種は強制ではありません)

ワクチン接種  
問い合わせ先

ワクチン接種 / 接種会場 / 予約・キャンセル / 接種券の再発行

※がいこくごで、といあわせやよやくができます。

世田谷区新型コロナワクチンコール(平日：8:30～20:00 / 土日祝：8:30～17:30)

☎0570-200-4791 FAX 5987-2020

(24時間受付)

インターネットでの自動応答 (チャットボット)

検索

世田谷区 新型コロナワクチン接種

# 1 接種会場・医療機関

を探す。

世田谷区内の接種会場または医療機関の詳細については、このご案内に先立ち各戸に配付した区のお知らせ（ワクチン特集号）に掲載しておりますので、ご確認ください。また、区ホームページや下記の「世田谷区新型コロナワクチンコール」等でも最新の情報をご確認ください。

区のお知らせ（ワクチン特集号）

区のホームページ



検索

世田谷区 新型コロナワクチン接種



世田谷区  
新型コロナワクチンコール

☎ 0570-200-471

医療機関はこちら  
国のワクチン接種総合サイト  
「コロナワクチンナビ」

検索

コロナワクチンナビ

在宅療養中などで自力での外出が困難な方で接種を希望する場合は、「世田谷区新型コロナワクチンコール」にご相談ください。代理の方でも結構です。

なお、ワクチン接種は、住所地（住民登録地）での接種が原則となりますが、住所地以外でも接種できる場合があります。詳しくは、次ページ下段をご参照ください。

# 2 予約

する。

がいこくごで、といあわせやよやくができます

希望する接種場所により、予約の方法が異なります。  
予約の際、接種券の「接種券番号」と「生年月日」が必要となります。

世田谷区  
の  
接種会場

世田谷区新型コロナワクチンコール（通話料有料）

☎ 0570-200-471 FAX 5687-2020

平日：8:30～20:00 / 土日祝：8:30～17:30 (FAXは24時間受付)



インターネットで予約（24時間受付可）

検索

世田谷区 新型コロナワクチン接種



医療機関



医療機関で直接予約（電話・インターネット等）

①の「コロナワクチンナビ」で調べられます。

予約内容のメモ欄

予約内容を忘れないよう  
メモしておきましょう。

【1回目】

日時： 月 日 :

～ :

会場：

2

【2回目】

日時： 月 日 :

～ :

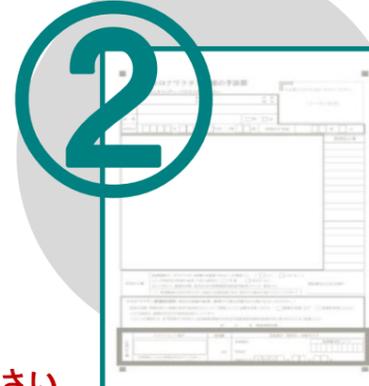
会場：

# 3 ワクチンを接種

する。【当日の持ち物】

（2回受ける必要があります）

3点  
セット



※切り離さず台紙ごとお持ちください。

接種券  
（クーポン券）

このお知らせに同封されています。2回分の「接種券」や「予防接種済証」等が1枚になっています。  
**毎回切り離さず**台紙ごとお持ちください。

予診票

このお知らせに同封されています。「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」をお読みいただき、予診票を**事前にご記入のうえ**、お持ちください。

本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証（運転経歴証明書）、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、パスポート、年金手帳等

- スムーズに接種できるよう、肩を出しやすい服装で予約した時間内にお越しください。
- 会場入り口での手指の消毒や検温、会場内でのマスクの着用にご協力ください。（ご協力いただけない場合は入場をお断りする場合があります。）
- ワクチンを接種した後、体調の確認のため、会場で15～30分程度待機していただきます。
- 接種後、万が一体調が悪くなった場合は、かかりつけ医またはお近くの医療機関にご相談ください。



《 ワクチン接種の当日に体調を必ずご確認ください 》

接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、世田谷区新型コロナワクチンコール（0570-200-471）や予約した医療機関にご連絡ください。

## 住所地以外での接種について

入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを接種する方

医療機関・施設に相談

基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを接種する方

医療機関に相談

お住まいが住所地と異なる方

お住まいの区市町村のコールセンター・コロナワクチンナビ等（実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。）